

# 請負の適正化のためのチェックポイント

これは、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分基準（労働省告示第37号）」を踏まえて、請負（業務委託を含む）が適正に行われているかのチェックポイント（目安）を示したものです。

※発注者＝注文主、受託者＝請負事業者

## ★ 受託者の雇用する労働者の労働力を自ら直接利用すること

請負を適正に行う要件として、まず下記の1～3のチェックポイントがあります。具体的には、①業務の処理方法を受託者が決めること、②労働者の勤怠管理を受託者が行うこと、③現場への入退場や服装の規則についても受託者が決める必要があります。

### チェック・ポイント

#### 1 労働者に対する業務の遂行方法に関する指示その他の管理を自ら行っていますか？

##### ☆（受託者が自ら実施しない場合、特段の合理的な理由がある）

- 仕事の割り付けを、受託者が自ら実施している。
- 仕事の順序の指示を、受託者が自ら実施している。
- 仕事の緩急の調整を、受託者が自ら実施している。
  
- 技術的な指導等につき、受託者が自ら実施している。
- 勤惰点検を、受託者が自ら実施している。
- 出来高査定を、受託者が自ら実施している。

#### 2 労働者の労働時間等に関する指示その他の管理を自ら行っていますか？

##### ☆（受託者が自ら実施しない場合、特段の合理的な理由がある）

- 受託業務に係る始業及び終業の時刻、休憩時間、休日等について、事前に受託者が注文主と打ち合わせをしている。
- 業務中は注文主から直接指示を受けることのないよう書面が作成されている。
- 上記書面に基づいて受託者側の責任者を通じて具体的に指示が行われている。
- 受託者自らが業務時間の実績把握を行っている。
  
- 時間外、休日労働は受託者側の責任者が業務の進捗状況を見て自ら決定している。
- 業務量の増減がある場合には、事前に注文主から連絡を受ける体制としている。

**3 企業における秩序の維持、確保等のための指示その他の管理を自ら行っていますか？**  
**★（受託者が自ら実施しない場合や発注者が労働者の服務上の規律に關与する場合、  
特段の合理的な理由がある）**

- 事業所への入退場に関する規律の決定、管理を、受託者が自ら実施している。
- 服装に関する規律の決定、管理を、受託者が自ら実施している。
- 職場秩序の保持に関する規律の決定、管理を、受託者が自ら実施している。
- 風紀維持のための規律の決定、管理を、受託者が自ら実施している。
- 勤務場所の決定、変更を、受託者が自ら実施している。（※1）
- 直接指揮命令する者等の決定、変更を、受託者が自ら実施している。

**★ 請け負った業務を受託者の自己の業務として独立して処理していること**

請負を適正に行う要件として、さらに下記の4～6のチェックポイントがあります。6については、①業務の処理に必要な設備、機械等を受託者が用意するか有償で借りる、②受託者のノウハウ等を用いて業務を処理することのいずれかの要件が必要です。

**チェック・ポイント**

**4 業務の処理に必要な資金を全て自らの責任において調達・支弁していますか？**

- 業務処理資金につき、すべて自らの責任の下に調達・支弁している。（※2）

**5 業務の処理について、民法・商法その他の法律に規定された、事業主としての全ての責任を負っていますか？**

- 業務処理について、法律に規定された事業主としてのすべての責任を負っている。

**6 次のいずれかに該当していますか？（単に肉体的な労働力を提供するものでない。）**

- 自己の責任と負担で準備・調達する機械、設備等又は材料、資材等により業務を処理している。  
（※3）
- 自ら行う企画又は自己の有する専門的技術等に基づき、業務を処理している。（※4）

（※1）勤務場所については、当該業務の性格上、実際に就業することとなる場所が移動すること等により、個々具体的な現実の勤務場所を当該事業主が決定又は変更できない場合は、当該業務の性格に応じて合理的な範囲でこれが特定されていれば足りる。

（※2）資金についての調達、支弁の方法は特に問わないが、事業運転資金等はすべて自らの責任で調達し、かつ、支弁していることが必要である。

（※3）機械、設備、器材又は作業に必要な材料、資材を請負者自身の責任と負担において、準備、調達しその作業に使用することをいう、所有関係や購入経路等の如何を問うものではないが、機械、資材等が相手方（発注者）から借入れ又は購入されたものについては、別個の双務契約（契約当事者双方に相互に対価的關係をなす法的義務を課す契約）による正当なものであることが必要である。

（※4）「企画若しくは専門的な技術、若しくは専門的な経験」とは、請負業者として全体的に発揮すべき企画性、技術性、経験を指すのであって、個々の労働者の有する技術又は技能等や業務自体の専門性をいうのではない。

「企画」とは、計画を立てること。計測、調査、設計、仕様書の作成、作業間の調整段取りを行うこと。